

# 確定申告 町民税・県民税申告

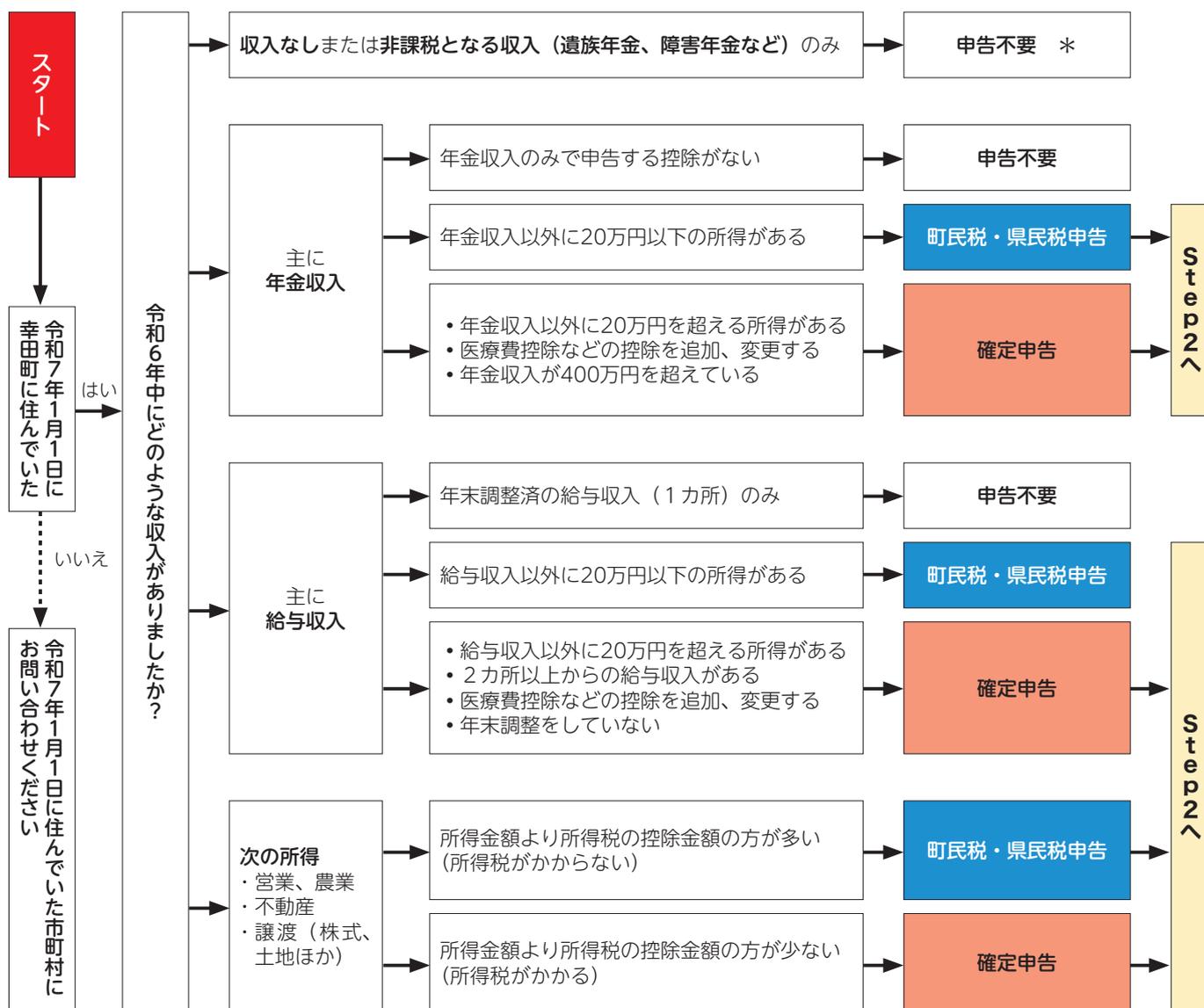
2月17日(月)～  
3月17日(月)

所得税や町県民税の申告時期です。申告が必要か確認し、該当する場合は早めに準備して、期限までに申告してください。

## Step 1 所得税、町民税・県民税の申告が必要か確認しましょう

「申告が必要かどうか」「何の申告が必要か」が簡単に判断できます。

- このフローチャートは一般的な例を示しています。当てはまらない事例や載っていない事例もありますので、詳細はお問い合わせください。
- 所得税の還付を受ける人は、確定申告が必要です。



\* 所得証明書の発行、国民健康保険税や介護・後期高齢者医療保険料の算定などに影響するため、申告が必要な場合があります。

## Step 2 申告が必要な人は、申告方法・提出方法を決めましょう

### 町民税・県民税の申告

ご自身で申告書を作成できる人

- 「役場へ郵送」
- 「役場へ持参」 のいずれか

※町民税・県民税の申告書は、税務課（役場 1階6番窓口）で配布しています。なお、昨年申告をした人などへは、1月下旬に申告書を発送しています。

ご自身で申告書を作成できない人

- 「会場（役場）での申告」… **Step4へ**

### 所得税の確定申告

ご自身で申告書を作成できる人

- 「電子申告（e-Tax）」… **Step3へ**
- 「税務署へ郵送」
- 「税務署または役場へ持参」 のいずれか

ご自身で申告書を作成できない人

- 「会場（役場、岡崎税務署、イオンモール岡崎）での申告」… **Step4へ**

## Step 3 所得税の確定申告は、書かずにできるパソコン・スマートフォンで

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、パソコンやスマートフォンで確定申告書を作成できます。またマイナンバーカードをお持ちの人は、マイナンバーカード読み取り対応のスマートフォンまたはICカードリーダライタを利用して、e-Taxで申告書を提出できます。

すでに  
約**70%**の人が  
e-Taxで  
申告しています!!

「確定申告書等作成コーナー」  
へアクセス

作成コーナー



画面の案内  
に従い入力

提出は、  
e-Taxまたは郵送でOK!

※申告期間中にご自身で申告書を作成した人は、封筒に入れ、表面に住所・氏名を記入の上、税務課（役場1階6番窓口）までお持ちください。

## e-Taxの5つのメリット

自宅から  
申告可能



確定申告期間  
24時間利用可能



※メンテナンス時間を除きます

申告書が  
データで取得可能



添付書類  
提出不要



※一部の書類を除きます

早期還付  
(3週間程度で還付)



書面提出の場合は  
1カ月～1カ月半程度で還付

### 今年の申告の注意点

定額減税(令和6年分特別税額控除)が実施されています。

【定額減税額】

所得税：本人3万円、同一生計配偶者と扶養親族1人につき3万円

確定申告書に「令和6年分特別税額控除」の欄が追加されています。確定申告書を提出する人は全員記入が必要です。書き忘れに注意してください。

### ▼申告書第一表 税額の計算

|   |           |      |
|---|-----------|------|
| 再差引 所得税額<br>(41)-(42)                   | (43)      |      |
| 令和6年分<br>特別税額控除<br>(52)(53)(54)         | (44)      | 0000 |
| 再々差引所得税額(基準所得税額)<br>(43)-(44) (赤字のときは0) | (45)      |      |
| 復興特別所得税額<br>(45)×2.1%                   | (46)      |      |
| 所得税及び復興特別所得税の額<br>(45)+(46)             | (47)      |      |
| 外国税額控除等 区分                              | (48)~(49) |      |
| 源泉徴収税額                                  | (50)      |      |
| 申告納税額<br>(47)-(48)-(49)-(50)            | (51)      |      |

## Step 4 ご自身で申告書を作成できない人は会場で申告しましょう

### 役場での申告相談

源泉徴収票などを基に申告書を作成・受け付けします。

**と き** 2月17日⑧～3月17日⑧（土日祝日を除く）  
午前9時～正午、午後1時～4時

**ところ** 税務課（役場1階6番窓口）

**受付できる申告** 町民税・県民税の申告、所得税の確定申告

⚠ ただし、以下の申告は**役場で申告ができません**。岡崎税務署で申告相談をしてください。

- ①事業所得、不動産所得、土地・建物や株式などの譲渡所得、退職所得がある申告
- ②住宅借入金等特別控除、雑損控除を受ける申告
- ③海外に居住している親族を扶養に入れる申告
- ④亡くなった人の申告（準確定申告）
- ⑤損失の申告
- ⑥過年分（令和5年分以前）の申告
- ⑦FXなどの金融商品や暗号資産の申告

#### 予約方法

インターネット予約

パソコン、スマートフォンから予約してください。

URL：<https://airrsv.net/kota-kakutei/calendar>

\*予約希望日の2日前まで予約可能です。



←申告相談の予約はこちら

#### インターネット予約以外の受付方法

\*当日の整理券を午前7時45分（入口は午前7時30分開錠）から会場で配布します。整理券がなくなり次第、受付終了です。

\*申告期間中にご自身で申告書を作成した人は、封筒に入れ、表面に住所・氏名を記入の上、税務課（役場1階6番窓口）までお持ちください。



### 岡崎税務署での確定申告相談

ご自身のスマートフォンを利用して確定申告書を作成します（入力操作はご自身でしていただきます）。

#### 【所得税および復興特別所得税・贈与税の申告】

**と き** 2月17日⑧～3月17日⑧（土日祝日を除く。ただし、3月2日⑧は開設）  
午前9時～午後5時

#### 【消費税および地方消費税の申告（個人事業者）】

**と き** 2月17日⑧～3月31日⑧（土日祝日を除く。ただし、3月2日⑧は開設）  
午前9時～午後5時

**ところ** 岡崎合同庁舎5階共用大会議室

（岡崎市羽根町字北乾地50番地1 シビックセンター隣）

**入場方法** 入場には「入場整理券」が必要です。

整理券は、会場での当日配布またはLINEアプリを使ったオンラインでの事前発行が可能です。なお、整理券の配布状況によっては、後日の来場をお願いすることもあります。

**そのほか** 申告書の提出のみの人は税務署1階で提出してください。

（令和7年1月から、申告書などの控えに収受日付印の押なつを行わないこととなりました）



↑国税庁

LINE公式アカウント  
はこちら

**問合せ** 岡崎税務署 個人課税第1部門 ☎(0564)58-6511(内線3112、3113)

## イオンモール岡崎での無料税務相談

税理士による無料税務相談所を開設します。

**と き** 2月17日⑨～28日⑩（土日祝日を除く） 午前10時～午後4時30分

**と ころ** イオンモール岡崎3階イオンホール（岡崎市戸崎町字外山38番地5）

**入場方法** 入場には「入場整理券」が必要です。整理券は、当日会場にて配布を行います（オンラインによる事前発行はありません）。なお、整理券の配布状況によっては、後日の来場をお願いすることもあります。

**問 合 せ** 岡崎税務署 個人課税第1部門 ☎(0564)58-6511(内線3112、3113)

## 申告会場への主な持ち物



| 対象                  |                          | 必要なもの   |
|---------------------|--------------------------|---|
| 役場、イオンモール岡崎で申告相談する人 |                          | マイナンバーカードまたはマイナンバーを確認できる書類、本人確認書類   |
| 岡崎税務署で申告相談する人       |                          | マイナンバーカード<br>*マイナンバーカード発行時に設定した署名用電子証明書（英数字6～16桁）、利用者証明用電子証明書（数字4桁）のパスワードも必要です  |
|                     |                          | スマートフォン<br>*事前にマイナポータルアプリをインストールしてください  |
|                     |                          | 筆記用具、電卓   |
| 該当する人               | 還付申告をする人                 | 通帳など本人の預金口座番号の分かるもの   |
|                     | お持ちの人のみ                  | 税務署から送付されたお知らせはがきまたはお知らせ通知書、確定申告書類（いずれも郵送された人のみ）  |
|                     |                          | 前年の申告書の控え   |
|                     |                          | 利用者識別番号の分かる書類   |
|                     | 給与収入、年金収入がある人            | 源泉徴収票（給与支払者、年金支払者が発行）   |
|                     | 報酬や謝礼、個人年金を受け取った人        | 支払調書、シルバー人材センター配分金支払証明書など   |
|                     | そのほか収入がある人               | 収入金額および必要経費が分かる書類   |
|                     | 社会保険料、生命保険料、地震保険料を支払った人  | 国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療保険の納付済額のお知らせ、国民年金保険料控除証明書、年間支払額の証明書、生命保険料控除証明書、地震保険料控除証明書  |
|                     | 医療費控除を受けたい人              | 医療費控除の明細書、医療費通知、おむつ使用証明書など<br>*医療費の領収書の添付だけでは控除は受けられません。事前に医療費控除の明細書を作成してください。明細書は国税庁ホームページからダウンロードするか税務課（役場1階6番窓口）でも配布しています。 |
|                     | ふるさと納税などの寄附金を支払った人       | 寄附金の領収書・証明書<br>*確定申告を行うと申請済みのワンストップ特例は無効になります   |
| 障害者手帳などをお持ちの人       | 障害者手帳、療育手帳、障害者控除対象者認定書など |   |

\*ほかにも書類が必要となる場合があります。詳細はお問い合わせください。

### 確定申告と納税の時期

所得税および復興特別所得税・贈与税 3月17日⑨

消費税および地方消費税 3月31日⑨

### 振替納税の振替日

所得税および復興特別所得税 4月23日⑩

消費税および地方消費税 4月30日⑩

問合せ 税務課 町民税グループ ☎(0564)62-1111(内線161、162) FAX(0564)56-6218